



青色だより

公益社団法人
板橋青色申告会

2023年8月号 第807号
(1956年6月創刊)

当会における消費税課税事業者特別会費の新設について

会員各位

平素は板橋青色申告会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和5年10月1日からのインボイス制度開始に伴い、令和6年の確定申告期より消費税の確定申告・納税が必要となる方が増える見込みとなっております。
(インボイス制度の登録事業者となっている方は課税事業者ですので、確定申告期には所得税の他に消費税の確定申告・納税を行って頂く必要があります。)

今回の制度施行により毎年の確定申告期間中の消費税の申告件数が増加となります。

これにより当会職員の研修や人員募集、事務処理促進のためのソフトウェア開発等の経費が既に発生しており、加えてパソコンやプリンタ等備品の整備・購入、消耗品の購入などこれまで以上の支出が見込まれます。

物価高の状況のなか恐れ入りますが、令和6年1月以降（令和5年分確定申告分以降）に消費税の申告書類を板橋青色申告会事務局にて作成される方につきましては、作成年分毎に通常の会費とは別途に「消費税課税事業者特別会費」年間3,000円（月会費250円）を新設し、下記のとおりご納入いただることとなりました。

インボイス制度による事務局体制強化のため、事情をおくみとり頂きご理解の程宜しくお願い申し上げます。

また、消費税の申告件数の増加により確定申告期間中を通して前年よりも混雑が見込まれ、例年3月に入りますと2月よりも混雑する傾向にありますので、混雑緩和のため2月中のご来会をご検討頂きます様お願い致します。

記

【名称】 消費税課税事業者特別会費

【開始時期】 令和5年分消費税の確定申告書類作成分より

【ご対象者】 令和5年分以降について消費税申告書を当会にて作成される方
(内容により、お手伝いまたは対応できない案件もございます。
ご了承ください。)

【ご納入方法】 年間3,000円（月会費250円を一括払いにて、確定申告期後に集計と確認を行い、当年4月以降に振込または振替にてご請求させて頂きます。必要経費に算入できます。）

公益社団法人 板橋青色申告会
会長 大戸 孝宏

板橋都税事務所からのお知らせ

一都税についてのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

<ご利用になれる納付方法>

- ①口座振替※1
②スマートフォン決済アプリでの納付※2※3※4

<利用可能なアプリ>

○バーコード読み取り方式の場合 au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ
○QRコード読み取り方式の場合 地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。

- ③パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付※2

パソコンやスマートフォン等から地方税お支払サイトへアクセスし、お手続きください。

- ご注意**
- ・税額に応じたシステム利用料がかかります。
 - ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。
 - ・支払手続完了後の取消はできません。
 - ・税額1,000万円未満の納付書に限り納付できます。
 - ・口座振替をご利用中の方は、クレジットカードでの納付はできません。

- ④金融機関※5・郵便局の (ペイジー) 対応のインターネットバンキング、モバイルバンキング、ATM※2※6

- ⑤コンビニエンスストア※3

<利用可能なコンビニエンスストア>

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン
MMK設置店 (コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。)

- ⑥金融機関※5・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

- ※1 口座振替申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955)へお問い合わせください。
※2 領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)
※3 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限ります。
スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※4 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局ホームページをご確認ください。
※5 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※6 ○ (ペイジーマーク) の入っている都税の納付書に限ります。
○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用いただけない場合があります。

個人事業税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することでお手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

8月10日(木)までの申込みで第1期分からの口座振替が可能です。

都税 Web口座振替

検索



Web口座振替申込受付サービス以外による申込みも可能です。口座振替依頼書が必要な方は、主税局HPからダウンロードしていただくか下記お問合せ先までご連絡ください。

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955 平日9時~17時)

省エネ設備を取得した方へ ~減免制度のお知らせ~

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネエネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しております。減免を受けるためには、個人事業税の納期限までに、減免申請書および必要書類の提出が必要です。

詳細は、主税局ホームページ(環境減税)をご確認ください。
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しております。

主税局 環境減税

検索



【お問合せ先】 ● 個人事業税/省エネ促進税制に関するご質問

納税通知書に記載されている都税事務所の個人事業税班

● 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関するご質問

東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

・ 地球温暖化対策報告書制度 0570-03-3517 ・導入推奨機器 03-5990-5087

板橋区協定斎場

遺骨預り棚(200体分)

福祉・区・都職・福祉葬(無縫墓相談)

青色申告会 各指定店

if共済(生前予約)

靈安室(冷蔵庫有)4体完備

新館 88,000円(税込)

本館 55,000円(税込)

(株)正美堂 大村葬儀社

志村3-1-16

フリーダイヤル

0120-88-5683

当会税理士による

相続・贈与・譲渡など

無料★税務★個別相談会

★実施日 令和5年10月11日(水)

★時間帯 ①13:00~13:45

②14:00~14:45

③15:00~15:45

④16:00~16:45

★会場 板橋青色申告会館

板橋区本町38-5

★相談料 会員は無料です。

(非会員 1回500円)

★お申し込みは 03(3963)5345

上記時間帯①~④のうちいずれかをお伝えください。

9月11日(月)午前9時より予約受付いたします。

福祉共済制度のご案内

当会では、本人死亡時に互助制度として全会員対象に弔慰金を給付させていただいております。

○ 給付額は、死亡時の年齢、在籍期間等によって異なります。

○ 3ヶ月以内にご連絡がない場合は給付できない場合があります。

○ 会費のなかからの助け合い制度のため、退会、会費未納の場合は対象外となります。

詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。

板橋税務署からのお知らせ

消費税及び地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）^(注)が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

(注)「令和4年分の確定消費税額」とは、令和4年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告若しくは期限後申告を行った場合又は更正若しくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

令和4年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

令和4年分の確定消費税額 ^(注)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	令和4年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額	令和5年8月31日(木)
			(振替納税利用の場合の振替日) 令和5年9月27日(水)
400万円超 4,800万円以下	年3回	令和4年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額	国税庁ホームページの「中間申告分の納期限及び振替日について」 (https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm)をご確認ください。
4,800万円超	年11回	令和4年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額(申告書⑨欄の差引税額)をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。）。また、仮決算による中間申告書は、提出期限（申告期限）を過ぎて提出することはできません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。

中間申告書を提出期限までに提出することができる場合において、その提出期限までに提出がなかったときは、提出期限において「1 前年実績による中間申告」の方法による中間申告書の提出があったものとみなされ、上記納付期限までに納税する必要があります。

詳しくは、国税庁ホームページ（国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ）をご覧ください。

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用いただけます。

詳しくは、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。

振替納税を利用するためには必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご確認ください。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp> —

